

それが知りたい!

少額投資非課税制度

NISA(ニーサ)

講座

NISA(ニーサ)とは
2014年1月からはじまった
少額投資非課税制度の
愛称です。



投資収益が非課税となる少額投資非課税制度
(愛称:NISA/ニーサ)の概要をご紹介します。

NISA 4つのポイント

- ① 投資信託・株式* 等の譲渡所得・配当所得が非課税
- ② 対象は日本に住む **20歳以上**
- ③ 2023年まで **毎年120万円** の非課税投資枠
- ④ それぞれ投資をはじめた年から **5年間** の非課税期間

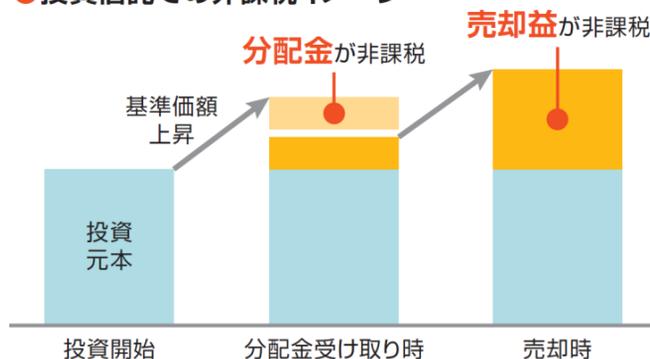
* 投資信託は「株式投資信託」(MRFなど公社債投資信託は対象外)、株式は「上場株式等」をさします。



投資収益が非課税

NISAでは、株式投資信託・上場株式への投資による譲渡所得、配当所得が非課税になります。
投資信託でいえば、「**分配金**」と「**売却益**」が**非課税**になるということです。

●投資信託での非課税イメージ



※イメージ図

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
加入協会:一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

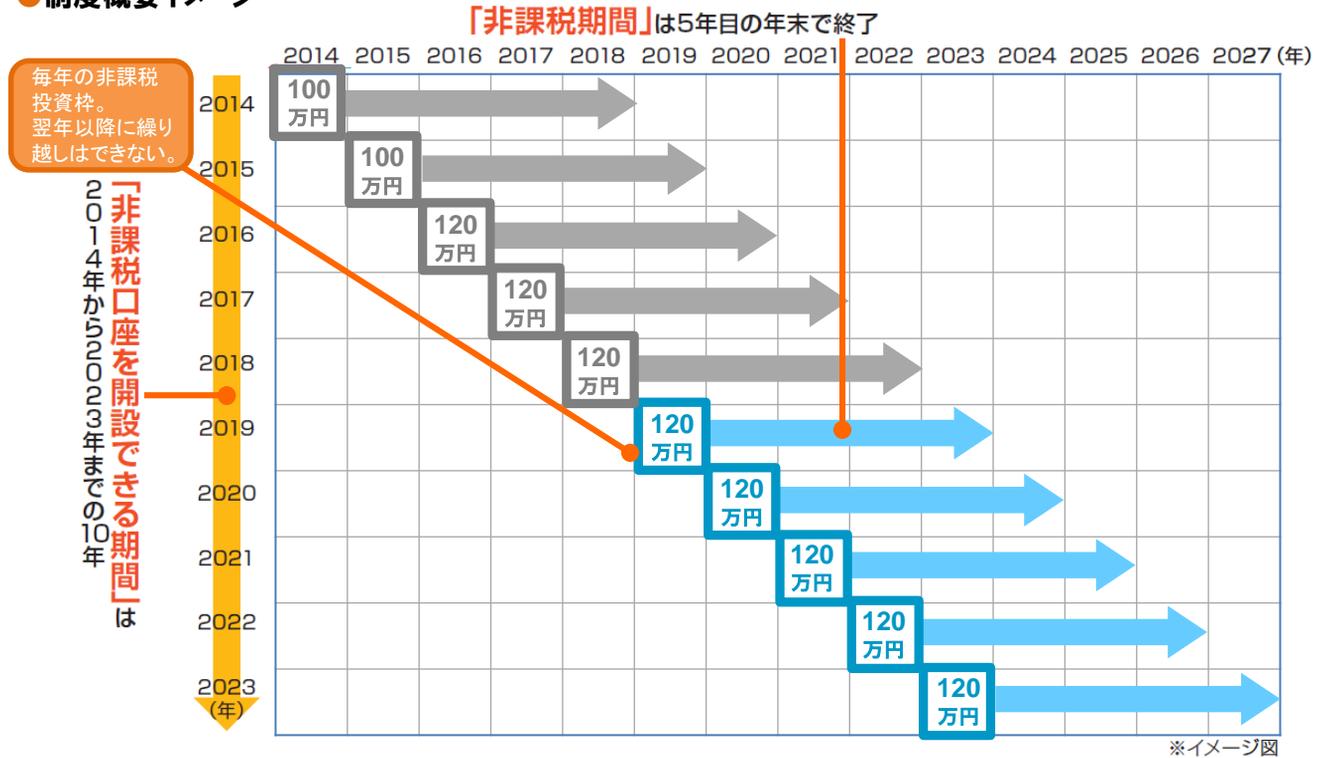
■関連法令等の情報に基づき作成したものであり、将来変更になる可能性があります。 ■当資料は、日興アセットマネジメントが少額投資非課税制度(愛称:NISA/ニーサ)についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。 ■投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



毎年の非課税投資枠

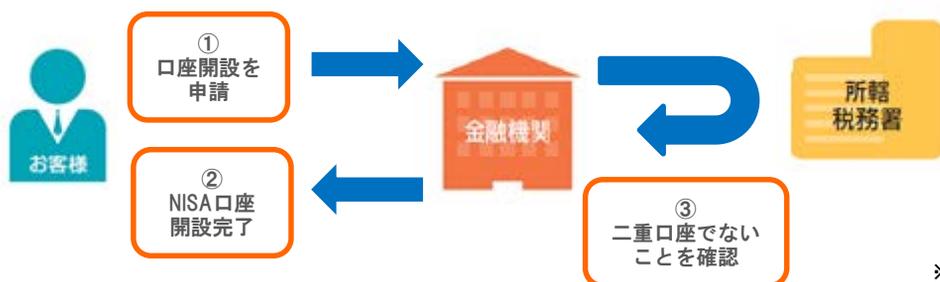
NISAでは、**毎年の非課税投資枠**を使った投資ができます。**非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで**。2019年にはじめての投資の非課税期間は2023年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、**特定口座・一般口座に移すことができます**。
また、NISA口座を開設する金融機関を毎年変更できたり、一度NISA口座を廃止しても再び開設することができます。

● 制度概要イメージ



口座開設

非課税口座を開設する金融機関に「**交付申請書**」、「**非課税口座開設届出書**」、「**マイナンバー**」を提出して、口座を開設します。
口座開設後、**税務署にて二重口座でないことを確認**します。



※ 2017年10月1日時点でNISA口座を開設している金融機関に個人番号を告知していれば、2018年以降の口座開設手続きは不要です。

日興アセットマネジメントのウェブサイトでは、NISAの特別ページを開設し、様々な情報をご提供しています。



■ 関連法令等の情報に基づき作成したものであり、将来変更になる可能性があります。 ■ 当資料は、日興アセットマネジメントが少額投資非課税制度（愛称：NISA／ニーサ）についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。 ■ 投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。